

## 県産木材利用促進事業費補助金交付要綱

令和2年3月25日付け林第1149号

令和2年7月1日付け林第366号

令和2年9月24日付け林第646号

(趣旨)

第1 県が交付する県産木材利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日付け島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の目的等)

第2 規則第3条による補助金の目的、交付の対象である事業の内容、補助金の額等は次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という。）に補助金を交付するものとする。

(1) 補助金交付の目的

住宅の新築や増改築及び民間非住宅建築物（以下「民間建築物」という。）の設計・監理において、県産木材の利用促進を通じて、地域の雇用創出や地場産業の振興に資することを目的とする。

(2) 補助対象事業

ア 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業

「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領（令和2年3月25日付け林第1148号。以下「認定制度実施要領」という。）第2で定める「しまねの木」活用工務店（以下「認定工務店」という。）または認定工務店となることが確実な者が行う住宅の新築又は増改築に対して助成を行う事業。

イ 「しまねの木」建築利用促進事業

認定制度実施要領第2で定める「しまねの木」活用建築士（以下「認定建築士」という。）または認定建築士となることが確実な者が行う民間建築物の木造設計・監理に対して助成を行う事業。

ウ 民間木造建築促進緊急対策事業

認定制度実施要領第2で定める認定工務店、または認定工務店となることが確実な者が行う民間非住宅建築物の新築に対して助成を行う。

(3) 補助事業の実施方法

事業実施主体は、木材協会とする。

(4) 補助対象経費及び補助率

別表のとおり。

(補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定によ

り補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、当該補助金に係る消費税等仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時においては当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助事業の変更承認申請）

- 第4 事業実施主体が規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更についてはこの限りでない。

（繰越承認申請）

- 第5 事業実施主体が規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けるときは、繰越承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

ただし、繰越承認申請は「しまねの木」建築利用促進事業及び民間木造建築促進緊急対策事業についてのみ認めることとする。

（概算払請求）

- 第6 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに補助金概算払請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

（実績報告）

- 第7 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

- 3 実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

- 第8 知事は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、

補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号による報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

- 第9 事業実施主体は、補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表（ア 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業）

補助対象	補助区分		基本要件	補助金の額及び限度額		重要な変更	
				補助上限額	補助金額		
					住宅1戸当たりの県産木材使用割合	m <sup>2</sup> 単価	
認定工務店または認定工務店となることが確実な者が施工する住宅	新築	住宅の新築	<p>施主と直接建築に関する契約をするか、施工工務店が施主となって建築し、木材調達権限が施工工務店にあるもの。</p> <p>県産木材を木材総使用量の60%以上使用するもの。</p> <p>なお、令和4年度以降については、県産木材を木材総使用量の65%以上使用するもの。</p> <p>県外で施工する住宅への補助金額は、1工務店あたり合計で100万円（新築・増改築含む）までとする。</p>	1戸当たり37万5千円を上限とする。	80%以上の部分	5万円	事務費の増額
					70%以上～80%までの部分	3万円	
					60%以上～70%までの部分	2万円	
	増改築	住宅の増改築		1戸当たり20万円を上限とする。	80%以上の部分	5万円	
					70%以上～80%までの部分	3万円	
					60%以上～70%までの部分	2万円	
事務費			<p>本事業の実施に必要な事務費 （人件費、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃貸料）</p>	定額			

別表（イ 「しまねの木」 建築利用促進事業）

補助対象	補助区分	基本要件	補助金の額及び限度額		重要な変更
			補助上限額	補助金額	
認定建築士もしくは認定建築士となることが確実な者で、過去に当補助事業に採択されることがない者が設計・監理をする民間非住宅建築物	民間建築物の設計・監理に要する経費	設計・監理の契約者であるもの。 県産木材を木材総使用量の60%以上使用するもの。	1棟当たり100万円を上限とする。	木工事費の8.75%以内	事務費の増額
事務費		本事業の実施に必要な事務費（人件費、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃貸料）		定額	

別表（ウ 民間木造建築促進緊急対策事業）

補助対象	補助区分	基本要件	補助金の額及び限度額		重要な変更
			補助上限額	補助金額	
認定工務店または認定工務店となることが確実な者が施工する住宅	民間非住宅建築物の新築に要する経費	<p>施主と直接建築に関する契約をするか、施工工務店が施主となって建築し、木材調達権限が施工工務店にあるもの。</p> <p>県産木材を木材総使用量の60%以上使用するもの。</p>	1棟当たり100万円を上限とする。	県産木材使用量1㎡あたり2万円	事務費の増額
事務費		<p>本事業の実施に必要な事務費（人件費、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃貸料）</p>		定額	

様式第1号

令和 年 月 日  
番 号

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会  
会長 印

県産木材利用促進事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

ア 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業

区 分	金 額	内 訳
新 築		
増改築		
小 計		
事務費		
合 計		

イ 「しまねの木」建築利用促進事業

区 分	金 額	内 訳
設計・監理費助成		
事務費		
合 計		

ウ 民間木造建築促進緊急対策事業

区 分	金 額	内 訳
建築費助成		
事務費		
合 計		

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

様式第2号

令和 年 月 日  
番 号

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会  
会長 印

県産木材利用促進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった  
事業について、下記のとおり変更したいので、補助金 円を  
追加（減額）交付されたく申請します。

記

1 変更の理由

2～3は様式第1号に準ずること

(注) 経費の配分は、変更前（上段括弧書き）と変更後（下段裸書き）を二段書きとし、その内容が対比できるように記載すること。

様式第3号

令和 年 月 日  
番 号

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会  
会長 印

県産木材利用促進事業費補助金繰越承認申請書  
（「しまねの木」建築利用促進事業）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、事業完了予定期間内の完了が困難となったので、事業の延期を申請したく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 建築物の概要  
別紙のとおり。
- 2 繰越を必要とする額

最新の交付決定額 (A)	既交付額 (B)	不用額 (C)	繰越必要額 (D) (D = A - B - C)

3 添付書類

- (1) 申請者から提出された各建築物の事業延期期間及び延期理由書
- (2) 申請者から提出された各建築物の工程表
- (3) 申請者から提出された各建築物の現地現況写真



様式第 4 号

令和 年 月 日  
番 号

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会  
会長 印

県産木材利用促進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった補助金について、  
下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

ア 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業

区分	交付決定額 (A)	月 日現在 予定出来高	補助金			事業完了 予定年月日
			既受領額 (B)	今回請求額 (C)	差額 (A-B-C)	
事業費	円	円 ( %)	円 ( %)	円 ( %)	円 ( %)	
事務費		( %)	( %)	( %)	( %)	
計		( %)	( %)	( %)	( %)	

(注) 「( %)」欄には、(A)を100%とする割合を記入すること。

イ 「しまねの木」 建築利用促進事業

区分	交付決定額 (A)	月 日現在 予定出来高	補助金			事業完了 予定年月日
			既受領額 (B)	今回請求額 (C)	差額 (A-B-C)	
事業費	円	円	円	円	円	
		( %)	( %)	( %)	( %)	
事務費						
		( %)	( %)	( %)	( %)	
計						
		( %)	( %)	( %)	( %)	

(注) 「( %)」欄には、(A)を100%とする割合を記入すること。

ウ 民間木造建築促進緊急対策事業

区分	交付決定額 (A)	月 日現在 予定出来高	補助金			事業完了 予定年月日
			既受領額 (B)	今回請求額 (C)	差額 (A-B-C)	
事業費	円	円	円	円	円	
		( %)	( %)	( %)	( %)	
事務費						
		( %)	( %)	( %)	( %)	
計						
		( %)	( %)	( %)	( %)	

(注) 「( %)」欄には、(A)を100%とする割合を記入すること。

様式第5号

令和 年 月 日  
番 号

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会  
会長 印

県産木材利用促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業  
について、下記のとおり実績を報告します。

(なお、あわせて精算額 円の交付を請求します。)

記

ア 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業

1 事業の実績

区 分	金 額	内 訳
新 築		
増改築		
小 計		
事務費		
合 計		

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

3. 収支精算

区 分	予算額	精算額	差引増△増減	備 考
新 築				
増改築				
小 計				
事務費				
合 計				

イ 「しまねの木」建築利用促進事業

1 事業の実績

区 分	金 額	内 訳
設計・監理費助成		
事務費		
合 計		

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

3. 収支精算

区 分	予算額	精算額	差引増△増減	備 考
設計・監理費助成				
事務費				
合 計				

ウ 民間木造建築促進緊急対策事業

1 事業の実績

区 分	金 額	内 訳
建築費助成		
事務費		
合 計		

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

3. 収支精算

区 分	予算額	精算額	差引増△増減	備 考
建築費助成				
事務費				
合 計				

様式第 6 号

令和 年 月 日  
番 号

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会  
会長 印

令和 年度県産木材住宅利用促進事業費補助金仕入れ  
に係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業  
について、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金交付規則第 1 1 条に基づく額の確定額（令和 年 月 日付け<br>第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                             | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相<br>当額                | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）  | 金 | 円 |